

裏面の記入上の注意を確認のうえ、ご記入ください。

※委任状はすべて委任者本人が記入してください。

※代理人は、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。

委任状

		記入した日	令和	年	月	日
委任者 (頼んだ人)	住所					
	氏名	印				
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	
	電話番号 又はFAX	平成・令和・西暦				
代理人 (頼まれた人)	住所					
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年	月	日

私は、代理人に下記に関することを委任します。

委任する内容 (□欄にチェックを入れ、(謄本・抄本)はどちらかを丸で囲んでください。) (注)記入漏れがないよう確認してください。※欄は必要事項を記入してください。					
戸籍関係	本籍	沖縄県那覇市			
	筆頭者	※戸籍の最初に氏名が載っている人		必要な人	※抄本・身分証明書の場合記入
	<input type="checkbox"/> 全部事項証明 (戸籍謄本)	通	<input type="checkbox"/> 附票(謄本・抄本)	通	※附票に表示する項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示 <input type="checkbox"/> 在外選挙人
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明 (戸籍抄本)	通	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通	<input type="checkbox"/> その他 () 通
住民票関係	<input type="checkbox"/> 住民票とう本(世帯全員)	通	必要な人の氏名 ※抄本の場合記入		
	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)	通			
	<input type="checkbox"/> その他()	通			
●住民票に記載してほしい事項にチェックを入れてください。 ※マイナンバー入り住民票は、代理人に直接交付できません。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号) ※マイナンバー入り住民票は、理由によって交付できないことがあります。使用目的・提出先を記入してください。 ※必ず裏面の◆その他をご確認ください。 ↓					
使用目的、提出先を具体的に記入して下さい。 { }					
住民異動届	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居(市内での異動) <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他()	※受付の際に、国民健康保険・国民年金・児童手当などの関連手続きについて確認し、手続きを行うことがあります。予めご承知ください。			
旧氏	<input type="checkbox"/> 記載の請求 <input type="checkbox"/> 変更の請求 <input type="checkbox"/> 削除の請求				

※消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。

(文字の訂正をする場合、訂正箇所にも二重線を引き、訂正後の文字を記入してください。)

下記の者の代理人が来庁する場合は、委任状が必要です。

交付請求できる者

- 「戸籍」 ⇒ ①本人等請求
・ 同じ戸籍に記載されている者
・ 配偶者
・ 直系の者（父母・祖父母・子・孫等）
②第三者請求 ※使用目的等の確認を行い、必要に応じ資料の提示を求めます。
- 「身分証明書」 ⇒ 本人または未成年者に対する親権者
- 「受理証明書」 ⇒ 届出人
- 「住民票」 ⇒ ①本人等請求
・ 同じ住民票に記載されている者
②第三者請求 ※使用目的等の確認を行い、必要に応じ資料の提示を求めます。
- 「住民異動届」 ⇒ 同じ住民票に記載されている者または法定代理人

◆記入上の注意事項

委任状は委任者（頼んだ人）が代理人（頼まれた人）に、自分に関する法的な手続きを自分に代わって行ってもらうとする「意志」を明示するものです。

・ 委任者（頼んだ人）本人が全ての項目について記入してください。

※やむを得ず、委任者が全ての項目について記入できない場合は、代筆委任状を記入してください。※代筆委任状の様式は窓口にあります。

・ 記入漏れ・内容に不備があるときは、手続をお断りする場合があります。

・ 消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。

※文字の訂正をする場合、訂正箇所に二重線を引き、訂正後の文字を記入してください。

・ 本人と偽り、証明書の交付を受けると罰金に処せられます。

(戸籍法第135条、住民基本台帳法第46条第2号)

◆その他

・ 個人番号カード、通知カード及び個人番号変更に関する委任は、この委任状では受付できません。

・ マイナンバー(個人番号)入り住民票は代理人に直接交付できません。

本人の住所地へ郵送により交付します。(申請時に送付用封筒と切手をご用意ください。)